

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長

(公印省略)

大規模火災発生時の消防水利確保に関する関係機関との協定等の
締結について（通知）

消防庁では、平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について」（平成29年5月19日付け消防消第117号）により、給水活動等に関する関係機関との協定を締結するよう助言したところです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、協定の締結又は既に締結されている場合は見直し等に取り組み、大規模火災発生時の消防水利の確保に万全を期されるようお願いいたします。

都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。以下同じ。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 地方整備局等（国土交通省地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に配備されている排水ポンプ車等の活用に関する協定等について
 - (1) 地域防災計画に定める応援協力を行うため、地震、津波、風水害、土砂災害などの自然災害発生時には、地方整備局等と管下の各都道府県間において既に協定の締結又は申し合わせが行われていると承知しているが、これらに加え火災時にも適用される内容とすること。

なお、国土交通省水管理・国土保全局防災課災害対策室から、地方整備局等宛てに、協定の締結、見直しに関する事項について協力するよう通知されることを申し添えます。
 - (2) 費用負担について、明確にしておくこと。
 - (3) 協定の内容について、貴都道府県内の市町村に周知し、応援要請及び受援が迅速に行えるようにすること。
 - (4) 協定に基づく訓練を実施し、要請及び活用が円滑に行われるよう万全を期すこと。

2 民間事業者が所有するコンクリートミキサー車等の活用に関する協定等について

- (1) 大規模火災発生時等に給水活動等の協力が得られるよう、コンクリートミキサー車等を所有する事業者が加盟する団体と協定等を締結すること。
- (2) 新規に締結する場合、都道府県や市町村、隣接する複数の市町村の共同によるものなどが考えられるが、都道府県におかれては、管下の市町村が一様に協定を締結し、運用されるよう調整や助言を行い、既に自然災害発生時の協定の締結等が行われている場合は、火災時にも適用される内容とすること。

なお、ミキサー車を所有する事業所の団体である全国生コンクリート工業組合連合会及び同協同組合連合会から、各地域の組合に対し、協定の締結、見直しに関する事項について協力するよう通知されることを申し添えます。

- (3) 費用負担について、明確にしておくこと。
- (4) 都道府県単位による協定については、管下の市町村に周知し、応援要請及び受援が迅速に行えるようにすること。
- (5) 協定に基づく訓練を実施し、運用が円滑に行われるよう万全を期すこと。
- (6) 先進事例紹介

既に協定等を締結し、運用を行っている消防本部の先進事例について、別紙のとおり紹介する。

- (7) 協定書作成例

新規の締結又は見直しに当たっては、別添の協定書（例）を参考に、双方協議の上、必要な要件について追加又は修正を行うなど適宜活用されたい。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課

仙波課長補佐、馬場事務官、喜多事務官

電 話：03-5253-7522

e-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

災害時における消防用水等の確保に関する協定書（例）

「〇〇〇〇〇（都道府県、市町村等）」（以下「甲」という。）と「〇〇〇〇〇組合（事業者又は事業者が所属する団体）」（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、〇〇〇〇とする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては〇〇〇〇、乙においては〇〇〇〇とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (住所)
(役職)
(氏名)



乙 (住所)
(役職)
(氏名)



糸魚川市大規模火災での活用例

糸魚川市大規模火災では、消火栓・防火水槽をはじめ多くの水利が活用され、防火水槽等への給水には、国土交通省の排水ポンプ車や民間事業者のコンクリートミキサー車が活用され、消火栓以外の水利では最も多く使用されました。

【糸魚川市大規模火災における使用水量】

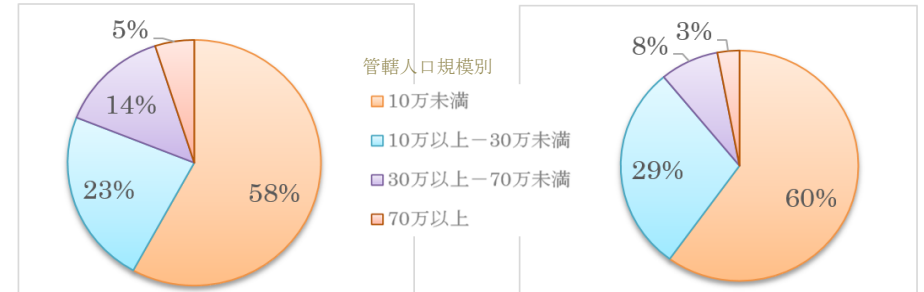
消火栓	16,960 m ³	78%
防火水槽	639 m ³	3%
スーパーポンパー	1,107 m ³	5%
ミキサー車等	2,900 m ³	14%
合計	21,606 m ³	

※奴奈川用水及び城の川から使用した水量は積算できないため不明。
 ※糸魚川市では、生コン事業組合との災害時の給水協定は締結されていませんでしたが、過去の災害による実績を踏まえて要請。（平成29年5月30日締結済）

全国の協定等締結状況

平成29年2月に全国の消防本部を対象に実施したアンケート調査では、102本部（14%）で締結されているものの、631本部（86%）については、締結されていませんでした。

○「有」 102本部（14%） ○「無」 631本部（86%）



（「無」と回答した主な理由）

- ・災害時の応急対策等は締結しているが、火災等の給水活動は含まれていない。
- ・協定締結に向け検討中、今後検討する。

先進事例

〈高知県、高知県生コンクリート協同組合連合会〉

平成17年9月7日、協定締結

- ・ 締結目的
山林火災などの水利の悪い場所での消火用水の確保
地震等により消火栓が使用できなくなった場合の消火用水の確保
- ・ 協定内容
要請方法、経費負担、損害の負担、訓練の実施 など

【その他同様の協定等を締結している消防本部】

神戸市消防局、柏市消防局、西臼杵広域行政事務組合 など

【コンクリートミキサー車を活用した仮設防火水槽への給水訓練】



（高知県生コンクリート協同組合連合会提供）